

早稲田大学 大学院法学研究科
2026 年度 修士課程入学試験問題（一般入試）
【専 修 科 目】

専攻名： 民事法学

専修名： 知的財産法学

以下の3問のうち、1問を選択して解答しなさい。

1. 医療用機器に係る発明について特許権Pを有する機器メーカーの甲は、当該特許発明の実施品である機器Aを製造し、これを医療法人乙に販売した。その際、甲及び乙は、機器Aを乙のみが使用し、乙がこれを他の者に譲渡や貸与をしない旨を合意した。ところが、乙は、機器Aを2年程度使用した後に別の医療法人丙に転売し、丙は、購入した機器Aにつき、一部の部品を修理したうえで、これを自己の業務に使用している。この場合において、甲は、特許権Pとの関係で、丙に対していかなる法的主張をなし得るか、また、丙はいかなる反論をなし得るかについて、説明しなさい。なお、特許権Pは現時点でも存続し、Pに係る特許に無効理由は認められないものとする。

2. 新聞社A社に勤務する新聞記者Bは、さまざまな事件・事故・災害等の取材に行き、現場で写真を撮影するのを仕事にしており、当該写真のごく一部は新聞に掲載されている。数年後、BはA社を退職し、手元にあった10枚ほどの写真を適宜カット・色調変更した上で、自己のウェブサイトに掲載し、「撮影：B」という表示を添えつつ、各写真について当時の思い出を詳細に書き込んだ。この場合において、A社はBに対して、著作権法上の権利に基づいて、どのような請求を行うことができるか、Bの反論を踏まえつつ、論じなさい。

3. 私立大学の甲は、独自にデザインしたロゴからなる商標Tにつき、文房具を含む商品を指定商品として、商標登録を受けている（この商標登録に基づく商標権を、「本件商標権」という。）。乙は、いわゆるオンライン・ショッピング・モールを運営しており、様々な商品分野について、第三者の事業者が一般消費者向けのオンライン販売をするための場を提供している。ある日、甲は、乙が運営するオンライン・ショッピング・モールにおいて、丙と称する販売者により、商標Tを付した文房具が販売されていることを発見した。当該文房具は、甲がまったく関与していない商品であった。この場合において、甲が、乙に対し、本件商標権の侵害を根拠として、当該文房具の販売の差止めと損害賠償を求めることができるかについて、論じなさい。

答案の書き方（ 横書き ／ 縦書き ） 六法全書の使用を（ 認める ／ 認めない ）